

見逃さないで こころのサイン

心に疲れを感じることはありませんか。なんとなく気持ちが晴れない、イライラする、眠っても疲れが取れないという症状や、不安なことがあれば保健師にご相談ください。ご自身のことに限らず、ご家族のことでも相談に乗ります。

こころのサイン (こんなときは ご相談ください)

- ・ゆううつな気持ちが続いて、やる気が出ない
- ・何に対しても関心が持てない
- ・ぐっすり眠れない。眠っているのに疲れが取れない
- ・引きこもりがち、引きこもっている
- ・いつもイライラする。感情のコントロールが難しい など



こころの相談窓口

- 鳥取県立精神保健福祉センター
TEL: 0857-21-3031 (平日 8:30~17:15)
- 西部ひきこもり生活支援センター
TEL: 0859-30-4192 (平日 9:00~17:00)
- 西部総合事務所福祉保健局
TEL: 0859-31-9310 (平日 8:30~17:15)
- 鳥取いのちの電話
TEL: 0857-21-4343 (毎日 12:00~21:00)

こころの健康相談

- とき** 令和元年10月15日(火) ①13:30~ ②15:00~
令和2年2月19日(水) ①13:30~ ②15:00~
- ところ** パルプラスオン
- 相談員** 臨床心理士
- 申込み** 健康対策課に電話で申込み
- 申込み・問い合わせ先**
健康対策課 健康増進室 TEL:0859-68-5536

困ったら 一人で悩まず 行政相談

~行政や暮らしの困りごとをお気軽に~

総務省の行政相談は、国など役所の仕事や暮らしの不便について、「こんなことで困っている」「こうしてほしい」「相談先や制度が分からない」などの相談にお答えする制度です。

行政相談委員(総務大臣が委嘱)は、月1回相談所を開設するほか、日常的に相談を受け付けています。

岸本地区 行政相談委員
渡部 峰逸留 さん
◆10月の行政相談所
とき 10月8日(火) 13:30~18:00
ところ 岸本公民館

溝口地区 行政相談委員
野口 泰彦 さん
◆10月の行政相談所(人権・行政相談)
とき 10月25日(金) 10:00~12:00
ところ 溝口公民館

巡回行政相談所
行政相談委員 渡部 峰逸留 さん、野口 泰彦 さん / **とき** 10月15日(火)13:00~15:00 / **ところ** 岸本公民館

区分	開催日時	開催場所
米子合同行政相談所	10月9日(水) 13:00~16:00	米子市文化ホール(米子市末広町293)
境港合同行政相談所	10月15日(火) 13:00~16:00	境港商工会議所(境港市上道町3002)

相談できること: 道路、登記、労働、国税、年金、法律、相続、人権、福祉など
※参加予定機関: 法務局、労働局、年金事務所、弁護士、司法書士、行政書士、税理士など
※境港合同行政相談所は労働局、税理士は参加しません
※弁護士の法律相談のみ予約が必要です

問い合わせ先 総務省鳥取行政監視行政相談センター TEL:0857-24-5541
(平日は毎日、行政相談を受け付けています)

伯耆町家具転倒防止等 対策事業補助金のご案内



伯耆町では、地震発生時の家具の転倒などによる被害を軽減するため、家具転倒防止器具などの購入・取付けを行う人に対して補助を行っています。

補助金概要

補助金名	補助率	備考
家具転倒防止器具等購入補助金	1/2 (上限1万円)	
家具転倒防止器具等の購入及び取付け補助金	10/10 (上限2万円)	高齢者世帯・町民税非課税世帯等に限る

対象になる家具転倒防止器具など

- ・家具の転倒、移動又は落下を防止するために有効な器具
- ・ガラスの飛散を防止するために有効なフィルム
- ・感震ブレーカー

〈家具転倒防止器具等購入費の例〉

購入額	補助率	補助額	本人負担額
3万円	1/2	1万円(上限1万円)	2万円
2万円	1/2	1万円	1万円
1万円	1/2	5千円	5千円

家具転倒防止器具等購入補助金

1. 対象者: 町内に住所を有する人
2. 助成内容: 家具転倒防止器具などの購入費の2分の1を補助(上限1万円)

家具転倒防止器具等の購入及び取付け補助金

1. 対象者: 町内に住所を有する人で次のいずれかに該当する人のみで構成される世帯
 - (1) 65歳以上の人
 - (2) 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている人
 - (3) 都道府県又は政令指定都市の規定により療育手帳Aの交付を受けている人
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
 - (5) 介護保険法の規定により要介護度3以上の認定を受けている人
 - (6) 生活保護世帯
 - (7) 町民税非課税世帯
2. 助成内容: 家具転倒防止器具等の購入及び取付け経費の全額を補助(上限2万円)

家具転倒防止器具の設置は、家具転倒防止器具などの取付けを行っている業者の他に公益社団法人 南部広域シルバー人材センターでも行っています。

〈家具転倒防止器具等購入及び取付け経費の例〉

実施額	補助率	補助額	本人負担額
3万円	10/10	2万円(上限2万円)	1万円
2万円	10/10	2万円	0円
1万円	10/10	1万円	0円

必要書類

- ・購入・取付け費用の領収証
- ・取付け状況がわかる写真
- ・印かん

申込み・問い合わせ先 総務課 TEL: 0859-68-3111

